

# 会 議 録

会議の名称	令和4年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第9回）
事務局	総務部総務課情報公関係
開催日時	令和5年2月17日（金） 午後6時00分～午後7時28分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	可 ・ <input type="checkbox"/> 一部不可 <input type="checkbox"/> ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	非公開部分があるため
会議次第	1 開会 2 内容 (1) 案件1 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書について (2) 案件2 出産・子育て応援交付金事業について (3) 案件3 小金井市立学童保育所における医療的ケア実施委託について (4) 案件4 下水道課所有庁用車へのドライブレコーダー設置について (5) 案件5 子ども子育て応援事業について (6) その他 ア 個人情報保護に伴う庁内の対応について イ 次回日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

## 令和4年度第9回小金井市情報公開・個人情報保護審議会日程

1 日 時 令和5年2月17日（金）午後6時から午後7時28分

2 場 所 第二庁舎801会議室

### 3 内 容

- (1) 案件1 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書について
- (2) 案件2 出産・子育て応援交付金事業について
- (3) 案件3 小金井市立学童保育所における医療的ケア実施委託について
- (4) 案件4 下水道課所有庁用車へのドライブレコーダー設置について
- (5) 案件5 子ども子育て応援事業について
- (6) その他
  - ア 個人情報保護に伴う庁内の対応について
  - イ 次回日程について

### 4 出席者

#### 【会 長】

・仮野 忠男

#### 【委 員】

・井口 尚志 ・川井 康晴 ・白石 孝 ・寺島 功 ・中澤 武久  
・橋本 修 ・本多 龍雄 ・町田 博司 ・松行 彬子

#### 【市 側】

加藤総務部長

<児童青少年課>

深草児童青少年課長

野村児童青少年課学童保育係長

<下水道課>

礪端下水道課長

井出下水道課業務設備係長

<子育て支援課>

秋葉子育て支援課長

古賀子育て支援課子育て支援係長

<総務課>

高橋総務課長

中村情報公関係長

【傍聴者】

なし

**【仮野会長】**

皆さん、こんばんは。今日もよろしくお願ひします。

ただいまから令和4年度第9回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席等の連絡がございました。立川委員は都合により御欠席との連絡がありました。第5条の規定により、委員数は半数以上の出席があればいいわけですので、本会議は成立しております。

最初に、令和4年度第7回及び第8回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について行います。お手元に資料が置いてありますが、会議録の訂正部分につきまして事務局より説明がございましたので、よろしくお願ひします。これはどれを説明するんですか。

**【総務課長】**

第8回の会議録につきまして、仮野会長から訂正の申出があります。机上に配付しておりますので御確認ください。

**【仮野会長】**

僕が直しをお願ひしたのね。ほかにはないですね。ほかには訂正等はないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、小金井市情報公開・個人情報条例に基づく諮問をお願ひします。

**【総務部長】**

よろしくお願ひします。

小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが3件、変更に関するものが1件となります。

次に、諮問事項についてですが、今回諮問いたしますのは、1、個人情報保護条例第11条に基づく、課所有庁用車のドライブレコーダーに記録された運行記録の本人以外収集について、2、個人情報保護条例第27条に基づく保育施設等における訪問看護業務委託について、子ども子育て応援事業についての合計3件となっております。

細部につきましては、事務局を通して説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

諮問書をお渡しする前に、この間、この審議会の中で御議論をいただいております個人情報保護条例の一部改正案ですけれども、一部、文言の修正の修正案

は提出されたのですが、それは否決をされまして、原案のとおり可決をされております。それは賛成が19の反対3ということで賛成多数で可決をされまして、この間の審議会での議論等を含めましてお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

【仮野会長】

分かりました。

【総務部長】

では、本日の諮問書になります。よろしくお願ひいたします。

【仮野会長】

分かりました。

【総務課長】

では、議会が始まっておりまして、部長はまた、調整のほうに入らなければなりませんので、席を外させていただきます。

【総務部長】

大変申し訳ございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

【仮野会長】

御苦勞さまでした。

審議に入る前に説明を受けたいと思いますが、何かありますか。

【総務課長】

本日は、情報公開請求において存否応答拒否という決定をしたものが1件ありました。これは大変珍しい案件で、今までもこの何十年の歴史の中、本当に数件というような案件でございまして、情報公開条例第8条第2項の規定があるのですけれども、市政情報の存在の有無を明らかにしないで公開請求を拒否するという決定をしたものがございました。その公開請求に係る事項を決定した場合には、情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならないとありますので、報告させていただきます。

＜報告内容非公開＞

【仮野会長】

それでは、審議に入ります。

今日の流れを事務局から説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。

資料1 ページを御覧ください。今回の届出は、開始3件、変更1件でございます。

2 ページは、部課別の明細となります。

3 ページはその内訳で、備考にある案件番号は本日の順序の番号でございます。なお、諮問のみの案件もございますので、順序につきましては目次を御覧ください。

なお、今回は委員の皆様より事前に質問等をいただいた案件がありまして、その質疑、回答についてまとめた資料をお手元に配付しておりますので、そちらも御覧ください。横長の資料になります。

説明につきましては、以上です。

**【仮野会長】**

まず、案件1から順次やりましょうか。

**【総務課長】**

はい。では、案件1になります。

資料5 ページを御覧ください。給与所得者の扶養控除等（異動）申告書について、職員課の案件から説明させていただきます。

令和2年度税制改正等により、令和5年1月1日以降に使用する年末調整関係書類について改正がありました。これに伴い、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の様式が新たに示されたため、保有する個人情報の内容変更の届出を行うものです。変更箇所につきましては6 ページに記載のとおりで、次ページ以降に参考として新しい様式をつけてございます。

説明につきましては、以上です。

**【仮野会長】**

これに対して事前に質問は、この件ではないですね。

**【総務課長】**

はい。ありません。

**【仮野会長】**

分かりました。皆さん、いかがでしょう。何か問題点はありますか。税制改正に伴う措置だからね。

ないようですので、これを承認いたします。

次に移りましょう。

**【総務課長】**

では次に、案件の2です。9 ページを御覧ください。案件2、出産・子育て応

援交付金事業について、健康課の案件でございます。

出産・子育て応援交付金は、国の少子化対策の一環として、妊婦や0歳から2歳の子育て家庭に対し、出産・育児等における伴走型相談支援と経済的支援を一体として継続的に実施するものです。

伴走型相談支援では妊娠届出時等に面談を実施し、必要な支援につなげるとともに、経済的支援では出産応援ギフトとして5万円相当、子育て応援ギフトとして5万円相当の出産・育児関連商品のクーポン券を配布し、妊婦・子育て家庭を支援します。本事業は、これらの支援をパッケージで実施することで、相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、産後ケアや一時預かりなど必要なサービスを妊婦・子育て家庭につなげることを目的としています。

事業実施に当たり、令和5年3月より申請を受け付け、新たに個人情報の保有を開始することから、個人情報保有の届出をするものです。

新たに取り扱う個人情報については、10ページと11ページにある届出状況のとおりで、参考に12ページから13ページに申請のときに使用する申請書の様式をおつけしております。

説明については、以上です。

【仮野会長】

今日は寺島委員が。

【総務課長】

寺島委員と橋本委員から御質問いただいております、担当課から答えが来ております。

【仮野会長】

橋本さん、どうでしょうか。事前の質問いただきましたけれども。

【橋本委員】

この会議で諮るようなことではないと思ったので、使い勝手はどうかという単純な質問です。

【仮野会長】

最後のところ、よく聞こえなかったんだけど。

【総務課長】

使い勝手はどうかということでしたが、東京都の担当者からは、おおむね良好というお答えが来ているということでした。

【仮野会長】

なるほどね。

寺島さんは特に。

**【寺島委員】**

ここに書いてあることは、ちゃんと管理してくださいということなのでいいのですけれども、ちょっと改めてこの案件を見て、ちょっと気になったというか、個人情報云々とは違うのかもしれないんですが、今回のクーポン券というかギフト券を出す目的は、産後ケアや一時預かりなどのサービスを家庭につなげることと書いてあるんですけれども、その目的とクーポン券を、お金を配るということがどうつながるのかがちょっと分かりにくいです。何か金券配ると一時預かりにつながるのですか。この目的の達成のためにというのがちょっと。

**【総務課長】**

今回また臨時的な交付金ということで、交付金がこのような事業に使ってもいいよというお話がありましたけれども、前からもこういった類いのものというのがありまして、子供が生まれてからこういったことを書いていただいて、返していただくとクーポン券を支給しますよというようなことをやりますと、面接しますよというだけではなかなか家に入りづらい、その方とアクセスしづらいのですけれども、例えばつらいことがあるとか、気持ちが落ち込むことがあるとかというようなアンケートを添えて返していただいて、それが返ってきた人にクーポン券を支給しますよというようなことで、アクセスしやすい、こちらにアクセスしてくださるような仕掛けというのを従前から取っておりまして、そのさらに拡大版と申しますか、機会を増やしていっているようなものかなと思います。

**【寺島委員】**

インセンティブというか、アンケートとか、そういうのをしやすくするための、答えやすくするためのインセンティブ、動機づけとしてクーポン券なりを配りますので、ぜひいろいろ意見を聞かせくださいというスタンスに。

**【総務課長】**

はい。

**【寺島委員】**

分かりました。了解です。

**【総務課長】**

こういう事業を行っております。

**【仮野会長】**

ほかにはないですか。今や子育ては国家的テーマになっています。

**【井口委員】**



いいですか。

【仮野会長】

どうぞ。

【井口委員】

質問です。妊娠届というのを小金井市に出して、その直後に他市に転出した場合に、向こうでは妊娠届は出さないのですかね。

【総務課長】

妊娠届を出すのは1か所になります。

【井口委員】

そうすると、小金井市から他市にこの人は妊娠届が出ているという連絡をするということですか。

【総務課長】

ちょっとその辺、またお知らせしたいと思えますけれども、クーポン券のこの事業に関しては、一定の期間を区切って、この時点までに届出があった方ということについて申請を受けた場合にはお支払いするということだと言っておりました。

【井口委員】

クーポン券を配る時点では市内在住というのが条件なのですか。

【総務課長】

いつからいつまでに生まれたというようなところで期間を区切っております。あくまでも市の方ということです。

【井口委員】

小金井市からも転出した市からもこのギフト券が受けられないということはないんですか。

【総務課長】

はい。ある決めた時点までに申請をしている方についてクーポン券が渡されるということでしたので、転出したからといって、申請をした方が受けられないということはないようでした。

【仮野会長】

いいですか。

ほかには。

ないようですので、これを了承します。

次に参りましょう。

**【総務課長】**

案件3になります。14ページを御覧ください。小金井市立学童保育所における医療的ケア実施委託について、児童青少年課の案件でございます。

市立学校保育所における医療的ケア実施委託は、学童保育所を利用する医療的ケアが必要な児童に対し、訪問看護師へ委託することで学童保育所へ出向いてもらい、学童保育所での医療行為を実施し、児童への支援体制の充実に努めるものです。

現在、市立学童保育所での職員体制は学童保育指導員のみ配置となっており、看護師の配置がないため、医療的ケアが必要な場合は対応できない状況にあります。

そこで、訪問看護師を委託することで、医療的ケアが必要な児童に対してケアを実施することができるようになります。今後、医療的ケアが必要な児童への対応を訪問看護事業者に委託することから、諮問を行うものです。

取り扱う個人情報につきましては15ページの諮問書のとおりで、参考として16ページ、17ページに委託の仕様書をおつけしてございます。

説明については、以上です。

**【仮野会長】**

市の体制として学童保育指導員のみ配置となっているので、訪問看護師に委託するという話ですね。これは担当課が来ておられるんですか。

**【総務課長】**

はい。来ております。

**【仮野会長】**

何か皆さん、御質問ありますか。

じゃ、僕が質問。こういうケースはかなり多いんですか。学童は多いんですか。

**【児童青少年課長】**

何件ぐらいというところでございますが、医療的ケアが日常的に必要なお子さんということで今回は委託が必要ということになっております。実際に、委託が必要なく、御自身で医療的ケアができるようなお子さんの場合は、こうした訪問看護師の訪問は行っておりませんでした。実際にはそれほど多くはなくて、今回、こういった形で医療的ケアの訪問看護師の派遣が必要となったケースというのは初めてです。

**【仮野会長】**

なるほどね。

【松行委員】

質問が。

【仮野会長】

どうぞ。

【松行委員】

この看護師の派遣の医療行為というのは、継続的な病気を持っているお子さんなのですか。あるいは一時的に、風邪とかそういうようなのは除外されるわけですか。

【児童青少年課長】

実際に、医療的ケア児というお子さんに関して、例えば人工呼吸器を装着していたりとか、あとは導尿といったようなものが必要であったりというような、看護師でないとケアできないような、そういったお子さんたちが対象になりますので、今回のケースもそうした看護師のケアを必要というところです。

現在、学童保育所では指導員として保育の専門的な知識を持っている者が指導員ということでおりますので、看護師でないとできないような、そういったところができないものですから、日常生活を営む上で常にそうした看護的なニーズのある方がいらっしゃる場合、看護師の派遣をということで今回諮問させていただきました。

【松行委員】

分かりました。どうもありがとうございます。

【白石委員】

関連の質問なんですけれども。

【仮野会長】

どうぞ。

【白石委員】

ということは、これは学童ですけれども、小学校等でも当然、そのケアが行われているわけですね。そことの連携というのはちゃんと取れているんですか。学校と学童との。

【児童青少年課長】

学校のほうに関しましては、こちらの個人情報保護審議会への諮問はもう既に済んでいるということは聞いております。ですので、学童保育所の諮問は今回初めてということになりますので、上げさせていただいております。

学校との連携というお話なのですけれども、学童保育は今、1年生から3年生

が原則ですが、障害をお持ちのお子さんに関しては4年生までが入所可能な年齢となっております。そうしたお子さんですと、やはり学校に行き、その後学童に来るとというのが日常生活の中で行われますので、学校側との連携というところは、指導員も含めて現在、打合せなど今月中に持って、そうしたお子さんたちが学校生活や学童生活の中で困り事がないような形での対応ということは、担当課としても考えております。

【寺島委員】

いいですか、1つ質問。

【仮野会長】

どうぞ。寺島さん。

【寺島委員】

今までとか、現状どうされていたのですか。そういうケアはしてこなかったのですか。何か突然始まったというわけではないのですよね。

【児童青少年課長】

あまり具体的な、個別のお話というのはそのお子さんのこともございますので、ちょっとこの場では控えさせていただいておりますが、これまで例えば、小学校に1年生で入学してくるお子さんの場合は、当初からこういった形で準備が必要でしょうし、保育園などでは、保育士だけではなく、看護師が配置されているような場合もございますので、そういったところであれば看護師が行っていたということでもあります。

【寺島委員】

今までもやっていたということですか。

【児童青少年課長】

必要なお子さんであれば。

【寺島委員】

それで、今回は今までと何が違うのでしたっけ。ちょっと変化点が分からないのです。今までもやっていました。何か今回、改めて何が始まるのですか。

【児童青少年課長】

学童保育所に初めて対応するということです。

【寺島委員】

今まではなかったということですか。

【児童青少年課長】

医療的ケア児の公的には支援は行われていたもので、学校や、保育所等の関係の

セクションも、医療的ケア児の情報を共有する機会を持っています。ケアしていく体制を持つ場合は、こちらの審議会に個別にかけさせてきていただいております。

学童保育所は今度初めて、医療的ケア児の支援の体制を取るためです。

**【寺島委員】**

今までは学童のほうでは、そういう医療的ケア児はお断りしていたという。

**【児童青少年課長】**

必要なケースが今まではなかったです。

**【寺島委員】**

今までは断っていたけれども、そういう体制がないから駄目だっていうことで排除していたのを、今回こういう体制を取ることで受け入れることができるということになるのですか。

**【児童青少年課長】**

これまでは医療的ケアが必要なお子さんの入所をお断りしているというようなことはございません。小金井市では一定の要件を満たしている方、学童保育を希望される方は受け入れているというような状況ですので、お断りしているというようなことはございませんが、今回必要となるお子さんが学童保育の対象となったという状況で諮問させていただいております。

**【寺島委員】**

ありがとうございました。

**【仮野会長】**

分かりました。なるほどね。

ほかには。

ほかはないようですので、では、これを承認することとします。ありがとうございました。

**【事務局】**

ありがとうございました。

**【仮野会長】**

それでは次。

**【総務課長】**

では、案件4になります。下水道課の案件です。下水道課所有庁用車へのドライブレコーダー設置についてでございます。

下水道課所有庁用車へのドライブレコーダー設置は、交通事故やトラブル発生

時等における責任の明確化を図ることを目的としております。

ドライブレコーダーは、課所有庁用車の電源とともに起動し、そこから常時映像及び音声の録画、録音が開始されます。

運用開始に当たり、ドライブレコーダーにより撮影した画像及び音声を記録することから、個人情報の保有の届出及び本人以外の者からの個人情報の収集についての諮問を行うものです。

取扱い個人情報及び収集の方法については、おつけした19ページの資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【仮野会長】

これもレコーダーが普及して、いかにも今日的なものですね。ドライブレコーダーで記録することによって、訴訟になっても絶対的に負けることはないということになりますか。

【下水道課長】

事故発生時、ドライブレコーダーによりまして画像と音声を収集いたします。そういった中で、事故状況をよりの確にするというところ、あと責任の明確化というところがございますので、一定そういった効果があるものと認識しております。

【仮野会長】

職員も大変だね。全部テープで記録が残るわけだからね。既にこれは、僕の知りたいと思うところなんですけど、もう効果は上がっているんですか。

【下水道課長】

今現在、一応記録につきましては、本日の審議会の報告と諮問を経まして、その後、記録媒体を具体的に設置する予定でございます。

【仮野会長】

そうか。まだ動いていないんだ。

【下水道課長】

そうですね。

【仮野会長】

なるほど。当然ながら、ほかの自治体も全部こういうのは既にやっているんでしょうね。

【総務課長】

多いと思います。

【仮野会長】

どうぞ、本多さん。

【本多委員】

小金井市では庁用車にドライブレコーダーを設置するのは今回が初めてなのですか。

【情報公関係長】

この審議会でも数件、今まで環境部とか幾つか諮問させていただいております。

【本多委員】

それで、今後、多分そういう方向になると思うんですけども、案件を所管課ごとに出すというよりは、市の方針として、庁用車にはドライブレコーダーを設置するというふうになれば、どこか一括した所掌するところでこういうのは出したほうがいいんじゃないかなと思うんですけども。

【情報公関係長】

そうですね。4月以降に管財課のほうでまとめてつけるという話は聞いているんですけども、今度新しい条例下になるので、諮問という形ではなくて報告というような形になりますので、まとめて出すようになると思います。

【仮野会長】

今言った、新しい条例下になるというのは、どういうのですか。

【情報公関係長】

本人以外収集というのが個人情報保護法の中では、諮問をかけたから収集していいということにはならず、法令に基づくか、本人同意はできないのですけども、法令に基づくか、市の事務と密接に関係があるものとか、そういう例示されているもの以外は収集できなくなります。

【仮野会長】

分かりました。

【中澤委員】

質問いいですか。

【仮野会長】

どうぞ、中澤さん。

【中澤委員】

この保存年限のところに、約1時間12分ごとに上書きとあるんですけども、そうすると、過去のものについて、例えば1週間前に仮にひき逃げか当て逃げをしたとしますよね、そういうケースのときは1時間ごとに上書きされちゃうと記

録としては残らないというイメージなのですか。

【下水道課長】

一応通常の録画というのが、こちらに記載のとおり、約1時間12分ということで上限の容量がございまして、その容量に達すると、古いものから上書きをされていくような形でございます。

今、委員のほうからございました、例えば当て逃げとか何か衝撃があった場合は、通常の方式とは別にイベント記録というのがございまして、それで別途、通常記録とは別に、その衝撃時の記録を保存するような形で、今回設置するドライブレコーダーについてはそういった形でやっていくという予定でございます。

【中澤委員】

それはじゃあ、1時間12分じゃなくて、もっと過去の分も、私もドライブレコーダーを持っているんですけども、そういう衝撃があったやつは1時間12分で上書きじゃなくて、過去、例えば1か月とか2か月前のでもイベント記録として残っていると。

【下水道課長】

そうですね。そのイベント記録というのも、全体で約39分間という枠がございまして、そのところはまた別に、そこはそことして保存していくような形です。

【仮野会長】

これは公用車全部につけるんですか。

【下水道課長】

いえ。今回は下水道課の所有車両1台につけます。

【仮野会長】

下水道だけか。なぜ下水道課なんですか。何か理由があるの。

【下水道課長】

下水道課は3台、専用の車両を所有しておりまして、今回、令和4年度に1台、新規に購入いたしまして、その新規の車両購入に伴いましてドライブレコーダーを設置するような形になっております。

【仮野会長】

じゃ、最初の試み、初めての試み。

【下水道課長】

下水道課としては初めてです。

【仮野会長】



ほかのところの公用車には既にドライブレコーダーはついているんですか。

【総務課長】

一部。

【仮野会長】

何台ぐらい？ 要するに、僕が関心があるのは、そうなるともう全部につけなきゃっていう話になるんじゃないかと思って。

【総務課長】

徐々にこういう新規購入のときとかに費用負担が少ないので、そういったときにつけたりしているようなんですけれども、だんだんに多くしているようです。

【仮野会長】

なるほど。分かりました。

ほかには。

【寺島委員】

いいですか。

【仮野会長】

どうぞ。

【寺島委員】

ちょっと質問を書かせてもらったのですけれども、下水道課の車を運転されるドライバーの方というのは市の職員の方、それともどこかに委託されているの。

【下水道課】

市の職員です。

【寺島委員】

私がセキュリティ云々って書いたのは、持ち出しが禁止というのはルールとしてはいいのですけれども、実際には運転している人はずっと抜けたりできちゃうわけですよ、やろうと思えば。

【下水道課】

基本的にこの記録媒体というのは常時接続を運用として想定しておりまして、基本的にその記録媒体にアクセスするのは車両責任者、私、下水道課長のほうがアクセスする、それ以外の職員については、基本的にアクセスしないという形で運用としては予定をしております。

【寺島委員】

でも、SDカードはぽっと抜けるのですよねという、それだけなのですけど。抜こうと思えば誰でも。

【下水道課長】

はい。

【寺島委員】

ですよね。原則のルールは置いといて、セキュリティとしての意味では、下水道課長以外の方でも運転する人、鍵が当然、車にかかりますから、誰でもかれでも触れるということはないと思うんですけれども、少なくともドライバーの方は、抜こうと思えば抜けるということですよ、理屈の上では。

【下水道課長】

理屈の上では。

【寺島委員】

ルールはやらないでくださいというのは分かるのですけれども、やろうと思えば、運転している方はデータ、そのSDカードですか、を抜き取ったり、データをちょっとコピーしちゃうとかということは仕組み上できなくはないと。

いや、下水道課長さんが何かカードが外れないように何か鍵でも持っていて、それがないとそれは抜き出せませんよとかと言うのだったら、確かに責任者以外はアクセスできないねって分かるのですけれども、そういうものではないですよ。

【下水道課長】

そうですね。一応そういったところで、一応運用として、ルールとして、そういったことはないということで徹底はしていきたいと考えております。

【寺島委員】

分かりました。

【松行委員】

質問。

【仮野会長】

松行さん。

【松行委員】

ここに費用として、契約金額で109万7,800円というふうに出ていて、その内容としては、ドライブレコーダーを含む車両購入費というふうになっていますよね。

【下水道課長】

はい。

【松行委員】

ということは、大体何年ぐらいで消耗する。これはドライブレコーダーつきでこの値段ですよ。

【下水道課長】

はい。

【松行委員】

ということは、このほかに、大体この消耗はどれぐらいなのか。

【下水道課業務設備係長】

一応、減価償却的に考えて5年。

【松行委員】

何年ぐらい？

【下水道課業務設備係長】

5年が一応、減価償却としての考え方です。

【松行委員】

そうすると5年ぐらいで大体もう消耗期間過ぎると。

【下水道課業務設備係長】

実際はもちろん長くもつのですが、一応会計上のお話になると、5年で償却していくという考え方です。

【下水道課長】

小金井市のほうでは企業会計というのを下水道で導入してしまして、企業会計上の考え方は減価償却期間5年というところなのですが、今係長が申し上げ……。

【松行委員】

じゃ、現実にはどうなっているのですか。5年で本当に消耗として廃棄するかそういうことになっているの。あるいは、まだ使えるなら使えるというあれで。

【下水道課業務設備係長】

減価償却期間が過ぎても、実際にはまだ全然運用できるものについては、支障がない限りは使っていくことになります。

【松行委員】

およそ109万というのは、ドライブレコーダーを含んでいるわけですよ。

【下水道課長】

はい。

【松行委員】

ついたものを買ってくるわけですよ。

【下水道課長】

はい。

【松行委員】

そうすると、ドライブレコーダー自体も消耗は5年という、会計上なるのですか。

【下水道課長】

そのところがちょっと今、ドライブレコーダーの減価償却について分からないのですけれども、減価償却に当たるかどうかというのは今確認はできないのですけれども、基本的に使えるうちは使っていくという形に。

【松行委員】

分かりました。

【仮野会長】

特に最初に下水道課が使うことになったのはどういう理由ですか。

【下水道課長】

最初にですか。

【仮野会長】

つまり、市役所にはいろんな課があるんだけど、下水道課につけようということになったのは何か理由があるの。

【下水道課長】

今年度、新規に車両を購入したことに伴いまして、ドライブレコーダーも併せて新規購入分から付けていこうという考え方からだと思います。

【仮野会長】

特に事故が多いからということではないの。

【下水道課長】

ではございません。いわゆる事故における責任の明確化とか、そういったところがございますので。

【仮野会長】

事故が起きたときの責任の明確化、これは分かる。

【下水道課長】

このほか、リスク管理の観点からも設置する必要がございます、今回設置ということでございます。

【仮野会長】

下水道課は当然ながら、下水道課の車は随分走り回るんだろうな。

【下水道課長】

そうですね。具体的に工事関係で使っていて、例えば施設の維持管理業務とか、工事の検査であるとか、ほぼ100%フル稼働という形で使っている状況です。

【仮野会長】

だから、そういう車につけてみようという話なんだな。

【下水道課長】

リスクマネジメントという考え方ですね。

【仮野会長】

分かった。そういう理由なんですね。了解。ぜひ事故がないようにやってください。ドライブレコーダーが動かないのが一番いい。

ほかには皆さん。

では、この件は承認します。

【総務課長】

では、案件の5、最後になります。子ども子育て応援事業についてです。

21ページを御覧ください。こちらは事前送付をしていない案件でございます。本日、机の上に置かせていただいております。

子ども子育て応援事業は、物価高騰の影響を受ける中、0歳から18歳までの子供たちを対象に電子版商品券を支給することで家計への負担軽減を図り、もって子供の学び及び生活の支援に資することを目的として、令和4年度単年度事業として実施するものです。

対象者は、令和4年12月末日現在、住民基本台帳に登録されている平成16年4月2日から令和4年12月31日までに生まれた方となります。

取り扱う個人情報、22ページの委託の諮問書のとおりで、参考として、委託の仕様書を23ページから27ページ、また、本事業に係る要綱を31ページから32ページにおつけしてございます。

なお、本事業については、物価高騰への対策であることから、速やかに対象者へお届けする必要があることと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和5年3月末日までに事業を完了する必要があることから、令和4年12月21日に市議会へ補正予算を送付の上、御議決いただいた後、今年に入って1月4日に小金井市子ども子育て応援事業実施要綱を制定し、既に事業を開始しておりますので、事後の諮問となりました。申し訳ございませんでした。

説明につきましては、以上です。

【寺島委員】

質問いいですか。

【仮野会長】

はい、どうぞ。

【寺島委員】

案件5の冒頭に書いてあるところで、0歳から18歳までということでしたら、18歳って今、もう成人になるのでなはないのですか。私のちょっと認識が、ちょっとあんまり法律詳しくないので、18歳ってもう成人扱いだとすると、子供という範疇ではないような気はするのですけれども、そこはどう考えられていますか。

【子育て支援課長】

一応高校生の年代までということで、18歳といいましても、平成16年4月2日生まれの方からとしておりますので、一応高校生の担当年齢までというふうにさせていただいております。大学生とかの18歳は含んでおりませんので、監護下にあるお子さんということで……。

【寺島委員】

大学生は駄目なの。

【子育て支援課長】

そうですね。入っておりません。

【寺島委員】

そうなのですか。それは後のほうに何か書いてあるのですか。大学生は除くとか。

【子育て支援課長】

いえ。対象の生年月日を入れておりまして、平成16年4月2日生まれの方から令和4年12月31日までに生まれた方ということで限定させていただいております。

【寺島委員】

じゃ、その期間に生まれた人というのは、大学生ということはありません。

【子育て支援課長】

あり得ないということです。

【寺島委員】

それともう1個、ちょっと素朴な疑問なのですけれども、家計への負担軽減というのは当然必要だと思うのですが、例えばこういうのって納税額とか見て所得

制限とかをかけて、より厳しいところには厚く手当てをしてとかというような加重的なことは考慮されなかったのですか。

**【子育て支援課長】**

そうですね。今回は物価高騰ということですので、どの世帯にも影響が多かれ少なかれあるだろうということで、全体的な支援ということで事業をさせていただいたところですよ。

**【寺島委員】**

収入が物すごく高いところ、市のほうでも納税額とかを見れば大体所得って分かるわけですよ。だから、相当収入のある家庭にも、まいちゃうのではなくて、本当に厳しいところ、母子家庭じゃないですけども収入の厳しいところにもっとたくさんあげたほうが、より、家計への負担軽減という意味では、本来の趣旨にはそちらのほうが沿うような。年収が1,000万も2,000万もあるところに5,000円あげるというよりは、やっぱり年収200万ぐらいのところ1万円でも2万円でもあげたほうが、はるかに本来の趣旨には合致するような気はしますけれども、事務作業とかいろいろあるから、なかなかできない部分もあるのかもしれないけれども。

**【子育て支援課長】**

そうですね。そういう御意見もおありかと思えます。今回は、本当に緊急的に、年度内で執行しなければいけないというところがございまして、他自治体においてはもう少し早くから始めて、申請をいただいて現金を送金するというような事業もあったところですが、こちらのほうから、プッシュ式とっておりますが、そういう申請をいただかなくても、こちらのほうから5,000円という額になります。一斉に皆様にお送りしたいということで、所得制限のほうは、今回は、設けずに対応させていただいたところでございます。

考え方としては、委員のおっしゃるとおり、そういったお考えもあるかと思うのですが、今回はそういった事務手続のところもございまして、一斉にプッシュ型で、お子様たちに使っていただきたいということで事業のほうをこういうふうにさせていただきました。

**【寺島委員】**

ありがとうございました。

**【松行委員】**

質問です。

**【仮野会長】**

どうぞ。

**【松行委員】**

今、寺島委員の所得に応じてということ、やっぱり今のこちらの方の話を聞くと、何ていうのでしょうか、絶対的な平等、同じ金額だけとにかく渡してしまうという、そういう方針でなさっているんですけども、それはやはり3月末日までに新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金を使用するのに時間的な余裕がなかったというのが主な原因ですか。あるいはもうとにかく決まった額だけ。大体0歳から18歳までの対象者ってどれくらいいるのですか。

**【子育て支援課長】**

こちらの仕様書にもございますが、おおむね2万人ということ想定して事業を開始しております。

**【松行委員】**

そうですね。やっぱり2万人をより分けるだけの時間的余裕がなかったというのが実態ですか。

**【子育て支援課長】**

そうですね。まず、そういったところはございます。やはりお金を送金することになりますと、全ての人の口座情報を市のほうでは持ち得ておりませんので、そういったことを御自身で申請していただくには、スケジュール的に余裕がなかったということと、やはりこのところ、子供たちへの施策という点では、所得制限にかかわらずというところがございまして、今回は子供さんに使っただきたいということで、より汎用性の高い商品券ということで5,000円というものを送付させていただくことにいたしました。

**【松行委員】**

分かりました。

**【仮野会長】**

これは小金井市独自の事業ですか。2万人に金額では5,000円分ずつか。

**【子育て支援課長】**

はい、そうです。

**【仮野会長】**

お金が余ったの？ いやいや、変な質問をするようなんだけど、独自でやっているというのがちょっと面白いかなと思って。どういうことですか。

**【子育て支援課長】**

先ほども御説明申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の対応というこ



とで、地方創生臨時交付金というのが自治体のほうに交付されておりました、その一部ということで子供たちへの施策ということで今回使わせていただいたということになります。

**【仮野会長】**

了解しました。ということだそうです。

**【寺島委員】**

いいですか、たびたび。

**【仮野会長】**

どうぞ。

**【寺島委員】**

すいません、細かい話で。これ、2万人掛ける5,000円だと単純に1億円ぐらいかかるということですよ。実際にこれ、かなり手間暇かけていますよね、リストを作ったり、業者に委託したり、コールセンターまで。何のためのコールセンターかちょっと私よく分からないのだけれども、その1億円配るためにかかる事務費用ってどのくらい見込んでいるんですか。1億円配るために3億円かかりますとかいったら、ちょっとなという感じもしますし、実際は予算的にどれくらい。

**【子育て支援課長】**

契約上は、商品券は非課税対象になりますが、そのほかに、今日お持ちしましたが、こういった形でデジタルになっている商品券の送付と封筒、それから、今回は金銭価値があるものがございますので、郵送に関しましては簡易書留で、お子様のお名前でお送りさせていただくというような手法を取っておりますので、そういった郵便費用や、こういったもののお手紙、封筒、封緘、封入、そういったものの作業も含めまして、1件当たり530円の事務料として契約ということにさせていただいております。

**【寺島委員】**

5,000円送るために530円ぐらいかけているというイメージで。そうすると1,000万円ぐらい。

**【子育て支援課長】**

はい。合わせて。コールセンターももちろん入っております。ちょっと初めてですので、デジタルの商品券というのがどういうふうに自分で使ったらいいのとか、どういうお店で使えるのか、そういったことが御不明な方もいらっしゃるかと思いますので、こちらのカード発行会社のほうで御説明ができるようにコー

ルセンターを設けさせていただいたということになります。

**【寺島委員】**

ありがとうございます。

**【仮野会長】**

子供が喜ぶならいいんじゃない。

ほかには。

ほかにはないようですので、了承とさせていただきます。

**【子育て支援課長】**

ありがとうございます。

**【仮野会長】**

お疲れさまでした。

これをもちましてでいいんですね。あとは何かあるんですけど。

**【総務課長】**

通常の審議会はここまでとなります。

**【井口委員】**

すいません、もう承認されたので恐縮なのですが、先ほどの12ページ、13ページ辺りのギフト申請の部分なのですが、妊婦に5万円、希望しますとあって、その後に、その枠の中に米印で「他の自治体に確認することがあります」という記載があるのです。第三者提供に対する同意というふうにも見えるのですが、ただここでチェックを入れるというのは、希望するという事についてのチェックであって、第三者提供に対する同意までセットになっているという感じがするのですが、こういう形の同意のやり方でいいのでしょうか。そこまで、他自治体への提供を同意したつもりはないという考え方の人もいるかもしれないので。「確認することがあります」となっているから、一応同意も含めていいというふうにも読めるのですが、改めて同意する必要はないのでしょうか。場合によっては、そういう提供することについて同意するというようなあれがなくてもいいのかなという気がしたのですが、ちょっともう承認されたので申し訳ないのですが、この同意の取り方について、セットで入れちゃっていいのかなという感じがしたのです。

**【総務課長】**

この応援ギフトに関してはこれからの事業ですので、担当課にも確認をして、これ、もしかしたら全国的な事業かもしれませんので、このまま変えられないのかどうかというのはちょっと確認をしてみたいと思います。

また、もう少し丁寧に同意を取るような書き方を、下の署名がある欄がありませんけれども、例えばこういったところに付け加えるのかということも考えられますので、ちょっとこれは担当課に工夫をするように伝えます。

【井口委員】

下の枠には同意しますみたいなことがちゃんと書いてあるんだけど、上のほうは何か、確認することがありますというのは、それを含めて希望しますというふうに答えたということも言えるんですけども、ちょっと同意の仕方が弱いかなという感じがしました。感想ですので、参考までにということ。

【総務課長】

工夫できるか確認したいと思います。

【仮野会長】

悪く言えば2か所からもらうということもあるしな。そこはもう議論しちゃって誰もいないから、お願いします。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

それでいいですか。

【井口委員】

だから全国的なので、多分、全国同じようなあれなので、ここだけ変えるというわけにもいかないでしょうけれども、何となく同意の取り方がこれでいいのかなという感じが個人的にしましたので、ちょっと意見として言いました。

【仮野会長】

これは、その前に、他の自治体で出産や応援ギフトの支給は受けていませんというようなことを一度確約している上に、他の自治体に確認するというのは、何だか確かめられるような。

【井口委員】

セットで考えれば、ちゃんと同意を取っているということにはなると思うのですが、目的外利用と第三者提供がかなりちょっと慎重にいろいろ取ったほうがいいような気がします。

【仮野会長】

他の自治体に確認するよという脅しみたいに聞こえるからね。その辺は確認していただいて、次回、回答をよろしくお願いします。それでいいですか。

【井口委員】

はい。

【仮野会長】

これで終わりかな。あとは。

【総務課長】

では、報告をさせていただきます。

先ほど部長からも報告させていただきましたが、12月26日ですけれども、当審議会で8回の議論を重ねていただき、市議会に出しました個人情報保護条例が可決をいただいております。庁内においては、今後の個人情報保護制度への対応を今進めておりますので御報告させていただきます。

まず、この1枚の個人情報保護制度への対応というものを御覧ください。

まず1番です。個人情報保護条例を改正いたしましたことで、関係する条例の整備を行う必要があります。内容をあまり検討するようなものではありませんが、改正個人情報保護条例に併せて文言や引用法令とか、そういったものを整備するものを令和5年第1回定例会に提案いたします。

それから、規則や要綱については、市長や教育委員会で決裁を受けるものですが、これは令和5年4月1日に向けて現在調整中となっております。恐らく100本ぐらいのいろんな規定を整備する必要があるのかなということになっております。

それから、2番です。個人情報ファイル簿、それから個人情報登録簿、これは市独自のものですけれども、これの整備の準備です。

令和4年12月に1,000件以上の保有個人情報を持っている事業はあるかという事前調査を行っております。今後、個人情報ファイル簿の記載の仕方や今後の制度について研修を予定しております。

個人情報ファイル簿と個人情報登録簿ですけれども、これは事務所で作成して公表するという規定にしておりますので、公表に向けて準備を進めることとしています。

3番です。今後の審議会についてです。審議会の案件として、個人情報ファイル簿、それから個人情報登録簿については審議会へ報告していくと考えております。今の案件でいきますと、おおよそ内容としては、いつも出しております届出状況や諮問事項に当たるような内容について報告していくということになります。

次に、2番です。委託契約については、こちらに諮問することなく委託契約を進めることができることとなりますが、個人情報取扱特記事項についてどのよう

に守っているかという調査を毎年しております。その結果を審議会へ報告して、特記事項については改善すべき点がないかどうかを検討していただきます。

3番目です。個人情報の漏えい、それから個人情報に係る事件が発生した場合には審議会へ報告し、意見を求めることとしたいと思います。

次に、個人情報の目的外収集、利用、外部提供については、件数や内容などを報告して審議会の意見を求めることとします。

5番です。情報システムに係る制度運用に大きな変更がある場合は、審議会へ報告し意見を求めることとします。

次に、審議会の開催回数です。来年度は3回というふうに考えております。報告状況を踏まえて、必要であれば審議会の皆様の意見を基に、また、3回なのか4回なのかということも含めて検討したいと思います。

今後の制度対応について、報告は以上です。

【仮野会長】

3回というのは、新しい条例について審議するのは3回ということですか。

【総務課長】

新しい制度の下で審議会の開催は3回でどうだろうかという。4か月ごとぐらいに運用状況を報告というふうに考えております。

【仮野会長】

その他の案件は、一般案件というのは。

【総務課長】

今後はありませんので、諮問ということができなくなったのです。ですので、報告に代えて、4か月に一遍程度の報告をしていきたいと考えました。

【仮野会長】

分かりました。どうですか、皆さん、何かこれに関連して質問はありますか。どうぞ。

【白石委員】

大きな2番の(1)の、1,000件以上の個人情報ファイル簿というのと、結果として何件ぐらいあったんですか。

【情報公関係長】

ちょっと資料持ってきていないのですけれども。

【白石委員】

アバウトでいいです。

【情報公関係長】

1,000件以上のものについては、現行の個人情報ファイル定義とは厳密には違うのですがおおよそ200件程度でした。正確な数は。

【白石委員】

去年の審議会の際に、奈良県か何かの例だと多分150件とか、何かそういう。だから、どのぐらいかなと思って。

【情報公関係長】

ちょっと多めだったのですけれども、今後、事前調査なので、これを基に……。

【白石委員】

4月から施行後にね。

【情報公関係長】

他の市区町村も出てくるので。今回の目的が2,000個問題の解消なので、まず、同じものはなるべく同じ表現にして、市独自のものは独自でやるほうが、結局、小金井市がみんなと同じように持っているのはこれ、ただ、同じフォーマットにすると、今度、小金井市が独自に持っているのがこれというのがちょっと明確になるのかなというのがあるので、それを基にちょっと整理していきたいなとは考えております。

【白石委員】

分かりました。あと委員は、審議会の中身は変わるけれども、委員は今の任期のところまではこの体制でいくということですか。

【総務課長】

はい。中身は変えないような、文言だけちょっと変えたものを今議案で出しています。

【仮野会長】

了解。そうすると、来年度1回目は何月ぐらい？ 5月ぐらい？ 何かそんな感じだよな。

【総務課長】

はい。6月に市議会への報告を今のところ考えていますので、その前に1年間の決算というか、そういったものを5月ぐらいかなというふうに思っております。

【仮野会長】

なるほどね。では次回、5月ぐらいにまたお会いしましょう。

【総務課長】

候補日については、後日、御連絡させていただきます。

【仮野会長】

そうですね。

**【情報公開係長】**

今月中には会議室も押さえて、候補日について2日か3日ぐらいをお送りしたいと思います。

**【仮野会長】**

分かりました。

**【総務課長】**

すいません、もう1件。ほぼ終わりのような状況になっておりますけれども、もう1件、死者情報の規則というのを2枚ですけれども、1枚目が両面になっております。個人情報保護法で死者に関する情報というのは、個人情報の法の保護の対象ではないとされたことから、死者の情報というのが何をもって規制したらいいのかというのが明確になくなったという状況にあります。他市でも条例を出したところや、規則をつくっているところや、要綱をつくっているところがありますけれども、小金井市としても、この死者に関する情報の提供とか開示の手続について定める必要があるかと。

一番肝になるところというのが、誰が見ていいものかというところなんです。それが2条にあります。2ページ目、遺族等というのは、この方々には死者の情報をお見せしてもよろしいのではないかという案で今考えております。

また、さらに他市では、こういう方にこのような情報ならというふうな、情報をかなり限定して規則を持っているようなところとか、条例を持っているところもあります。目立ってあるのは、やはり遺族の方、相続人の方が自分の財産に関わる部分のみは死者の情報をお見せするというものを持っているところがあります。

また、少し特色のあるところで狛江市さんなんかは、お子さんが亡くなった場合にお子さんの情報を親権者が開示請求して見ることができると。恐らくいじめとか事故とか、そういったものを想定されているのかと思いますけれども、その情報に関しては、もし暴力ですとか虐待とか、そういったことになった場合には、またどのような対処ができるかとか、そういった考えも必要なのかなと思うところもあり、一般的なものは、やっぱり財産の本当の関係人の方にお教えするというのが一般的なのかなというふうには思っております。

今のところは小金井市でも、担当課において自分のところ限りでやっているものが幾つかありまして、医療費のレセプト、それから自立支援医療、障害者の方の資格の認定状況、それから介護保険の認定状況というようなものは亡くなった

方の情報を相続人の方にはお見せできるというような、内規で処理しているような部分もありまして、それを大体カバーできるのはこのぐらいとなっております。

この規則に関しては、そこまで大急ぎでやる必要もないかなと思うこともありますので、1回皆様にこんなようなことを考えているというところをお示ししつつ、また継続で討議をいただいてもよろしいかなと思っております。

【仮野会長】

継続で何ですか。

【総務課長】

次回など、継続して討議いただいても。

【白石委員】

改正を上乘せしてといいますか、取りあえずこれでスタートして、改正、改正というふうに。

【総務課長】

他市でもいろんな動きをしてくると思います。

【仮野会長】

いや、今、継続して何とかと言ったのは、言葉が分かんなかったの。継続して何？

【総務課長】

御協議いただいてもよろしいかと思っています。

【仮野会長】

了解。

【白石委員】

ちょっと質問ですけれども、第2条は(2)がないんですけれども、これはワードファイルで(2)が飛んじやったんですかね。

【総務課長】

大変失礼いたしました。ただ単に。

【白石委員】

(1)、(2)、(3)でいいんですよ。

【総務課長】

まとめている間になくなっていました。

【白石委員】

よくワードである症状。

【総務課長】



大変失礼いたしました。2がなくなっていました。

【仮野会長】

どれ？

【白石委員】

第2条で（2）がない、欠番になっちゃっているのは。

【仮野会長】

ああ、そういうこと。

【白石委員】

あと、4月1日付ということですよ。

【総務課長】

に向けて考えてはおりますけれども、もう少しもんだほうがいいのかという思いもあります。確かに白石委員がおっしゃるように、また足していくことも可能ですので、一旦はスタートを財産の部分だけでやっていくということもいいのかなどと思っておりますが。

【白石委員】

規則ですからね。

【総務課長】

だんだんにリニューアルしていく、他市でもこういうことを考えたというのを参考にしてもいいのかなと思います。

報告につきましては、以上です。

あともう1件報告が。すみません。小金井市で最近プレスリリースをしました、個人情報の漏えいの事件がありましたので御報告させていただきます。

先ほども申しあげましたように、新しい体制での審議会の中でももう少し細かく報告したいと思っておりますが、今のところこんなことがあったということだけ御報告します。

1件が、道路管理課の職員によるUSBメモリーの紛失です。道路管理課の職員が執務室内でUSBメモリーを使っておりましたが、緊急事態で外に行かなければいけないといったときに、USBメモリーをポケットに入れて工事の場所に行ってしまった。帰ってきたらUSBメモリーがない、そういったことがありました。一応プレスリリースをしたんですけれども、特に報道はされませんでした。ホームページのほうには載せました。

USBメモリーは、本来は課で使うものなので、課で管理をしていなければいけないものが、担当職員しか使わないものですから、個人の机の中でいつも管理

をしていた。ついつい、自分しか使わないものですので、外に急に行くといったときにポケットに入れて持って行ってしまったということです。その中に一部、個人情報が入っていたということです。1月にそういったことがありました。

一応今後の対応策として、専用のケースに入れて、外に出るときには返却するというのを、みんなの見えるところでやるということを徹底するという今後の再発防止策は自分たちで考えております。

それから、同じく1月にあった事件です。自立生活支援課で使っている複写式の用紙があるんですけども、上から字を書きってしまったのが、その方の名前が残っていて、複写式なので中は一見して見えなくなっていた。それを次に来た方に渡してしまった。違う方の個人情報が用紙に入ったまま渡してしまったという事例がありました。これもプレスリリースはしたんですけども、新聞には載りませんでした。ホームページには載せました。

これについては、窓口で使用した申請書類は、一部使ったものについては全て廃棄ということを自分たちで運用するというようになっております。

今のところ、1月はこのようなことがありました。

今後は、こういった事件をもう少し細かく審議会のほうへ報告し、再発防止策やどのような対策を取ったらいいかというようなことについて御意見をいただくような場にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

**【仮野会長】**

1件目がひどいな。そういうのをポケットに入れて持ち歩くというのが。

**【総務課長】**

ちょっと私物化されていたという感じですね。学校ではUSBメモリーを使うときに必ず全てに暗号化をするようにという指導をしているというお話を伺っています。学校でなくなったとしても必ず暗号化されているということなんですけれども、市役所の中のUSBメモリーに関しては、本当に市の中のシステムとシステムをつなぐようなことにしか使わないから、外に行くということを全く想定しておらず、暗号化をするということをみんな徹底をしていなかったのです。そういったことも徹底するようにということも含め、また、USBはみんな共用のものであるということで、誰が持っているということが分かるような共用の場所での管理をするということを徹底するようにはいたしました。

**【井口委員】**

それ自体は使用禁止はできないのですか。

**【総務課長】**

禁止がなかなか難しく、市の場合、市役所の基幹的なシステムはほかのものとは絶対つながっていないのです。住民基本台帳と税金と福祉のサービスなどの本当の基本的なサービスをつなぐシステムというのはほかのものと絶対つながない、インターネットともつながらないのです。それと、その情報から抜き出したものを、道路管理課の公図とかをやるシステムのところとつながなければいけないようなものがあるので、使用禁止にしてしまうと、そこそこのシステムのデータのやり取りができないということで、USBを使ってやっている課はほかにもあるのです。それが使用禁止であればいいのですけれども、基幹系システムというのは絶対ほかに流さないようになっているんですね。

**【井口委員】**

紛失したデータにもよりますけれども、福祉とか介護とかそういう関連で、その情報が出てしまうと非常にまずいことになりますので。今、強盗殺人のようなものもありますし、カモリストみたいに使われてしまうと大変なことになりますので、非常に危ないツールじゃないかなと思います。

**【総務課長】**

今回、要配慮個人情報とは言えないにしても、同じようなことをやっていれば同じようなことは起こり得るので。今回は土地所有者の一覧でありまして、道路管理課ですので、道路の周りの土地所有者の一覧になっていて、公図を見れば出ている情報ではあるのですけれども、住所と名前だけです。ただ、住所といっても、本当に現住所とイコールかどうかは分からなくて、所有者の公図での登録上の住所になっていますが、であるにしても、同じ使い方をほかの課もしていれば要配慮個人情報とかが出てしまうおそれは本当にありますので、学校のように暗号化を徹底するとか、必ずUSBはここに置くとか、そういった処理をしないとまた起こり得るということを思い知りました。

大きい鈴をつけたらどうかとか、いろいろやっているのですけれども、絶対に持ち出さないでと。

**【仮野会長】**

大きい鈴じゃ駄目だよ。持ち出しちゃう。重い鈴をつけるとか持ち出せないような。新聞に書かれなかったからよかったな。

**【総務課長】**

一応送ったのですけれども、ニュースにはなりませんでした。

**【仮野会長】**

気をつけないとな。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

じゃ、これで終わりにしますか。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

どうも今日は御苦労さまでした。

【総務課長】

どうもありがとうございました。

— 了 —